

議 第 1 9 号 議 案

L G B T理解増進法の慎重な運用を求める意見書の提出について

L G B T理解増進法の慎重な運用を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会
会議規則第13条の規定により提出します。

令和5年9月21日提出

富士見市議会議長 田 中 栄 志 様

提出者 富士見市議会議員 加 賀 奈々恵

賛成者 同

提 案 理 由

L G B T理解増進法の慎重な運用を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

L G B T 理解増進法の慎重な運用を求める意見書

令和5年（2023年）6月23日に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（以下、L G B T理解増進法）」が施行された。

本法の成立過程は、多角的な視点からの審議が必要であったにもかかわらず、複数の案が提出される中、短期間での審議と修正案の即日採決という異例の手続を経て制定された。

修正後のL G B T理解増進法では、「教育又は啓発」の際には「家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ」との条文が追加され、「全ての国民が安心して生活できるよう留意する」との規定が明記された。

修正の理由として、適切な指針がなく運用されることにより生じる社会的混乱への懸念が背景にある。

実際、英国や米国では類似の法律から逸脱した要求が広まったことにより社会的混乱が生じ、新たな法整備を検討する動きへと繋がっている。

現在も国民からは、女性用スペースの安全性が瓦解するという指摘や、スポーツへの影響など生存権に関する問題提起をはじめ、ジェンダーアイデンティティの概念の曖昧さから子どもに対して不適切な処置がなされるという子どもに関する懸念や男性の尊厳が侵害される可能性など、諸外国が直面してきた権利の侵害が日本でも生じるのではないかという強い懸念の声が多数上がっている。

これらの状況からも、今後の運用や基本計画の策定に当たっては、留意事項を尊重し、女性・男性・子どもへの影響に対して正面から応えた上で、全ての人の人権が真に尊重される内容となる必要がある。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、L G B T理解増進法の慎重な運用を行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
法務大臣

様
様
様
様
様